

## 第20回八幡湿原自然再生協議会議事録（要旨）

- 1 日 時 平成23年2月19日(土) 13:00～15:45
- 2 場 所 山県郡北広島町有田 千代田中央公民館
- 3 出席委員 委員総数30名中24名出席
- 4 議 事
- 1 開会
  - 2 新委員の紹介
  - 3 協議会役員の選出
  - 4 議事
    - (1) 平成22年度の活動報告
      - ① 地下水位観測
      - ② 西中国山地自然史研究会
      - ③ 昆虫類調査
      - ④ 空中写真撮影
      - ⑤ 山の日県民の集い
      - ⑥ 定期観察
      - ⑦ 八幡湿原自然再生シンポジウム
    - (2) 次年度以降の活動
      - ① 臨時部会の検討結果報告
      - ② 維持管理活動について
      - ③ 調査・モニタリングについて
      - ④ 湿原の利用について
  - 5 その他
- 5 担当部署 八幡湿原自然再生協議会事務局（広島県環境県民局環境部自然環境課）  
電話：（082）513-2933（ダイヤルイン）

## 6 会議の内容

- 1 開会
- 2 新委員の紹介
  - ・ 新委員の石谷委員（個人公募）及び IWAD 環境福祉専門学校（団体公募）を紹介
- 3 協議会役員の選出
  - ・ 委員の互選により、会長には中越委員、副会長には近藤委員が選出された。

### 【会長挨拶】

- ・ 様々な方々の協力のおかげで、八幡湿原自然再生の取組をここまで進めることが出来た。
- ・ 自然再生推進法により、「自然再生」は国民の義務となり、我々の使命となった。生物を守ることは政治的ではなく倫理的な義務であり、市場原理とは無縁と考えるべきである。
- ・ 人間の視点からみた自然の資産化は可能であるが、自然からの視点では資産化はできない。経済価値を考えたら前に進むことが出来ない。

- ・ この事業は、経済的な面からコストを下げることを考えるべきではない。目的は「自然再生」が行われることである。公共事業の枠組とは別の考えで取り組んでいきたい。

#### 4 議題

##### (1) 平成22年度の活動報告

###### ①地下水位観測（広島県（事務局）報告）

- ・ これまでの地下水位観測データを取りまとめ、再生工事前後の地下水位を比較し、再生工事による水環境の変化等について報告

###### ②西中国山地自然史研究会（和田代理委員報告）

- ・ NPO法人西中国山地自然史研究会で実施された、いきもの観察会、植生調査、カスミサンショウウオの産卵調査及び野鳥観察会等について報告

###### ③昆虫類調査（石谷委員報告）

- ・ 水田委員、石谷委員等により行われたチョウ・トンボ類の調査結果やヒメジミの推定個体数調査の結果について報告

###### ④空中写真撮影（福芳委員報告）

- ・ 平成22年9月7日に実施した、小型自律飛行ロボットによる「空撮モニタリング」について報告

###### ⑤山の日県民の集い（畷崎代理委員）

- ・ 平成22年6月5日～6日に開催された「第9回ひろしま「山の日」県民の集い」の概要を報告

###### ⑥定期観察（宗岡委員報告）

- ・ 委員が撮影された写真により、霧ヶ谷湿原の現状や利活用の状況を報告

###### ⑦八幡湿原自然再生シンポジウム（事務局報告）

- ・ 平成22年9月25日に開催された「八幡湿原自然再生シンポジウム」の概要を報告

###### 【質疑応答】

(委員)

- ・ 地下水位の観測結果を報告されたが、水環境の変化は、導水路の効果によるものか分析しているのか。

(事務局)

- ・ 導水路との因果関係までは分析していない。

(委員)

- ・ 一昨年は導水路に水が流れていたところにグンバイトンボの生息が確認されたが、昨年は導水路に水が無く、生息が確認できなかった。このような箇所は水が流れるようにしたらどうか。

(委員)

- ・ 一昨年に生息していたものが、昨年は生息が確認されなかったといって工事が上手くいかなかったということではない。このようなモニタリングの結果を順応的に管理していくことが必要である。

(委員)

- ・ 事業地全体をみれば、再生工事により水環境は改善傾向にあると思われる。

(委員)

- ・ 導水路の水が回らなくなり動植物の生息・生育に支障が出ているといった提案が委員から出た場合に、水が回るように修復作業することについて、合意形成を図ればいいのか。

(会長)

- ・ メーリングリスト等で提案し、協議会委員の同意が得られれば、修復作業の実施に向けて検討することとしたい。

(委員)

- ・ 当初の計画では想定されていなかった水たまりが4箇所出来ている。このような箇所は動物の生息の為にも残してもらいたい。

(事務局)

- ・ 水たまりを改変することは考えていない。

(会長)

- ・ 再生工事で出来た水たまりや湿地は保護すべきであり、手を加えないことが原則であるが、木道がえぐれて水たまりになるようなケースは別途、検討が必要である。

## (2) 次年度以降の活動

### ①臨時部会の検討結果報告（野村委員）

- ・ 平成22年8月3日に開催された臨時部会の検討結果について報告

### ②維持管理活動について

- ・ 臨時部会で提案された内容を協議するとともに、畝崎委員により企業CSRの進捗状況が報告された。

#### 【畝崎委員報告】

- ・ 企業のCSRの候補地として霧ヶ谷湿原の自然再生事業をエントリーしている。相手方は大手のコンピューターメンテナンス会社であり、好感触は得ているが、利便性等の課題があり、今すぐ取組むという話までは至っていない。

#### 【質疑応答】

(会長)

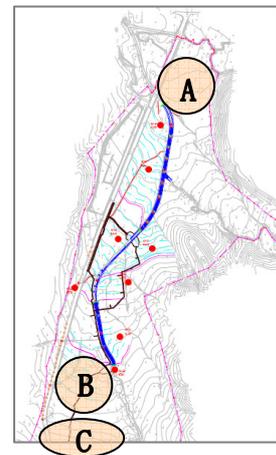
- ・ A地区については、今すぐ何かしないといけないという話ではないので、企業の動きを見ながら、当面は様子見という形でいいのではないか。
- ・ B地区については、どのくらいの作業量が必要なのか、地元委員により試算していただきたい。
- ・ C地区については、事業対照区という位置づけでいいのではないか。

(委員)

- ・ 昨年の委員の意見交換会において、一年を通して、いつ誰が何をどれだけ出来るのかについて議論されたが、B地区の管理活動についてもそのイメージでいいのか。

(委員)

- ・ A地区については、企業は最初は自然観察会やイベントの方が参加しやすいと思われる



るので、まずは現地を観光していただき、八幡の良さを PR していけばいいのではないかと。B 地区については、本日は大半の委員が出席しておられるし、この場で管理活動を行なう日程を決めてはどうか。

(委員)

- ・ 4 月と 11 月の 2 回実施することとし、まずは、4 月の日程を決めてはどうか。

(委員)

- ・ 管理活動を行なうには、どのくらいの人役が必要となるのか。

(委員)

- ・ まずは、集まれる人数で、出来ることをやればいいと考える。このような取組に協力してもらえれば、誘えばいいのではないかと。

### 【協議結果】

- ・ A 地区については、企業 CSR を活用することを前提に、まずは自然観察会等を通じ、企業に対し、霧ヶ谷湿原における取組を PR することから始めることとする。
- ・ B 地区については、平成 23 年 4 月 23 日（土）に協議会委員主体による管理活動を実施することとする。
- ・ C 地区については、管理活動は行わないこととする。
- ・ 導水路については、機能していないと判断される場合には、その旨を協議会に提案し、その対応策について検討することとする。

### ③調査・モニタリングについて

- ・ 臨時部会で提案された新たな植生ゾーニング、枯死木のモニタリングの検討及び来年度の調査・モニタリング計画について、協議された。

### 【質疑応答】

(事務局)

- ・ 臨時部会で提案された新たな植生ゾーニングについては、来年度に県が実施予定の植物群落調査後に改めて検討することはいかがか。また、枯死木のモニタリングについては、植物群落調査の中で合わせて実施できないか、県で検討することとしたい。

(会長)

- ・ 県が実施する植物群落調査の結果により、植生ゾーニングを行うことは可能になると考える。今年度、各主体において実施された調査・モニタリングについては継続できるのか。

(事務局)

- ・ 地下水位観測については、機材の故障等が発生しなければ、今年度同様の調査を実施する計画である。

(委員)

- ・ 昆虫類調査についても、来年度も継続して実施する予定である。

(委員)

- ・ 今年度実施している（予定も含む）、カスミサンショウウオの産卵調査、野鳥の調査、アニマルトラッキングによる観察会については、来年度も実施したいと考えている。

(委員)

- ・ 空中写真撮影については、来年度の実施に向けて関係機関と協議しているところである。

(会長)

- ・ 来年度に植物群落調査が実施されるのであれば、その時期に合わせて動物も詳細な調査をしていただきたい。生態系評価を行うには、同じ時期の調査データが必要となる。西中国山地自然史研究会の協力もお願いしたい。
- ・ また、霧ヶ谷湿原への来訪者をモニタリングする方法は無いのか。

(委員)

- ・ 霧ヶ谷湿原への来訪者については、県が調査するべきではないか。

(委員)

- ・ 尾瀬には来訪者数をカウントするカウンターがあったと思う。

(委員)

- ・ 環境省では国立公園にカウンターを設置している。霧ヶ谷湿原では木道の構造上、2箇所必要と思われる。環境省に予備があるか調べてみる。

#### 【協議結果】

- ・ 来年度実施予定の植物群落調査後、改めて植生ゾーニングを検討することとする。
- ・ 枯死木のモニタリングについては、来年度実施予定の植物群落調査の中で対応できないか、県において検討することとする。
- ・ 今年度実施した調査・モニタリングについては、来年度の実施に向けて各主体が調整を図ることとする。
- ・ 来訪者数のモニタリングについては、カウンターの提供が可能であれば、カウンターの設置について、検討することとする。

#### ④湿原の利用について

- ・ 霧ヶ谷湿原の適切な利用方法等について協議された。

#### 【質疑応答】

(事務局)

- ・ 霧ヶ谷湿原の適切な利用を図るため、土地所有者である県において、「湿原には入らない」、「生き物をとらない」、「生き物を持ちこまない」といったマナー啓発のチラシを作成し、周知させることを検討している。湿原内で学術研究や環境学習を行う場合は、県へ活動計画を提出していただき、県の基準に適合すれば腕章を交付することを検討している。ただし、法的な規制ではないので、あくまでも協力・お願いによるものとなる。

(会長)

- ・ まずは、普及啓発チラシによりマナーを守ることを訴えることが必要である。ホームページに年間の活動計画を掲載することにより、霧ヶ谷湿原に立ち入って活動するためには届け出てもらうことが必要であることを認識してもらうことも必要である。

(委員)

- ・ 協議会委員同士で活動内容の情報共有を図る必要がある。そのためにも活動計画を事務局まで報告するべきである。

(委員)

- ・ 現地の案内拠点である高原の自然館にも、活動計画を知っておいてもらう必要がある。

(委員)

- ・ 緊急時の対応（大雨による被害状況の確認）等については、その時々で対応できるものとしていただきたい。

(会長)

- ・ 緊急災害時については、臨機応変に対応できるようにすることとしていただきたい。ただし、委員が思いつきで湿原に立ち入ることは止めていただきたい。

(委員)

- ・ 「生き物を持ちこまない」とされているが、最近、ペット（犬）を持ち込んで放している人が多い、その規制はできないのか。

(委員)

- ・ 都市公園ではペットの持ち込みを規制しているところもあるので、自然公園でも規制してもいいのではないか。

(委員)

- ・ 盲導犬を連れている人もおられるので、一律に持ち込みを規制することは難しい。

(委員)

- ・ ヨーロッパでは女性の護身用の犬もいる。

(委員)

- ・ 千町原（臥竜山麓八幡原公園内）において犬を放して訓練している人がいるが、このような行為は危険であるので止めて欲しい。

(委員)

- ・ 訓練で自然公園を利用することは禁止されている。

(会長)

- ・ 県には自然公園の管理者という立場で、ペットにリードをつけることを啓発する看板等の設置を検討していただきたいが、湿原に多くの看板を設置することは景観的にどうかと考える。高原の自然館前で注意喚起ができるようなものを設置したらどうか。

(委員)

- ・ ペットを放つことは飼い主のマナーの問題であり、自然再生事業への啓発とは別問題と考えるべきである。「生き物を持ちこまない」というのは、外来種などの移入により生態系に悪影響を及ぼすことを防止するための記述であるのではないか。

(委員)

- ・ 事業地にアライグマなどの外来種やペットが捨てられることは防止する必要がある。
- ・ また、昆虫を取りに来た人間を通報するような通報体制が必要ではないか。

(委員)

- ・ 植物であれば土地所有者としての権限があるが、昆虫に関しては「無主物」という扱いになるので、法的な規制ができない。法的な規制を行うためには条例等により対応するしかない。

(会長)

- ・ この措置は暫定的なものとして位置づけ、将来的には条例による法的な規制が必要となる。昨年策定された「北広島町生物多様性の保全に関する条例」の保護区の対象とはならないのか。

(委員)

- ・ 土地所有者である県の同意が得られれば、保護区の設定は可能である。

#### 【協議結果】

- ・ 霧ヶ谷湿原での活動マナーに関する啓発チラシを作成するとともに、湿原内に立ち入って学術研究や環境教育等を行う場合は、県に活動計画を提出するよう、利用者へ周知を図る。
- ・ 協議会委員についても、湿原内に立ち入り活動する場合は、事前に事務局（県）へ活動計画を提出することとする。
- ・ ペットにリードをつけることを注意喚起する看板の設置については、自然公園管理者（県）において設置を検討することとする。

## 5 その他

### (1) 平成22年度自然再生協議会情報連絡会議（事務局報告）

- ・ 平成23年1月24日～25日に茨城県で開催された「自然再生協議会情報連絡会議」の概要を報告

### (2) 八幡地区の案内標識の設置の動きについて（事務局報告）

- ・ 霧ヶ谷湿原への案内標識の設置について、設置に向けた準備が進められている旨を報告

### (3) 本の出版について（白川委員）

- ・ ほとんどの原稿が揃ったので、4月から原稿の体裁を整える作業に入る予定である。

## 会議資料

- 資料1 第20回八幡湿原自然再生協議会出席者名簿
- 資料2 八幡湿原自然再生協議会設置要綱
- 資料3 平成22年度の活動報告
- 資料4 臨時部会報告資料
- 資料5 霧ヶ谷湿原における企業CSRの活用について（報告資料）
- 資料6 平成23年度広島県調査・モニタリング計画について
- 資料7 湿原の利用について
- 資料8 平成22年度自然再生協議会情報連絡会議
- 別 冊 平成22年度八幡湿原自然再生事業に関する普及啓発活動業務報告書